

令和7年4月22日
庄内町商工観光課

庄内町地域おこし協力隊募集要項

地域の魅力をカタチにする「6次産業化推進員」を募集します！



はじめに

庄内町は、山形県の日本海側、国内有数の米どころ庄内平野のほぼ中央に位置し、出羽三山の主峰「月山」を水源とする平成の名水百選「立谷沢川」と日本三大急流の一つ「最上川」の流域に広がる都市的利便性と豊かな自然が共存する人口約2万人の町です。

活動拠点となる立谷沢地域は、つや姫やコシヒカリ等のおいしい米のルーツである「亀の尾」発祥の地であるとともに、豊富な山菜やきのこ、清流で育った川魚、山の芋等の在来野菜、そば等が収穫される食の宝庫です。

町では、産業振興と町民の所得向上を目的として、これらの地域資源を活用した6次産業化を進めています。こうした取り組みに興味があり、自らも地域住民の一員となって地域や町、関係団体等と連携して活動する地域おこし協力隊を募集します。

1 募集人数

1名

2 想定している活動内容（ミッション）

- (1) 立谷沢川流域活性化センター「タチラボ」の共同利用加工場利用者との連携、支援による6次産業化の推進（商品企画、製造技術、衛生管理、品質管理、食品表示、販路開拓、加工機材取扱い等）
- (2) 地元農産物等の販売拡大支援
- (3) タチラボの管理運営（施設管理、利用者組織の運営、利用拡大の取り組み等）
- (4) 地域コミュニティ開発
- (5) WebサイトやSNS、紙媒体等を活用した情報発信
- (6) 食品衛生責任者及び防火管理者の資格取得（講習受講で取得可）
- (7) 地域行事やイベントへの協力

3 応募条件

- (1) 応募時点で年齢が20歳以上の方
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域）に居住している方で、地域おこし協力隊を委嘱後に当該地域から庄内町に生活拠点を移し、住民票の異動ができる方
※詳細は総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」の山形県庄内町の欄を参照。
- (3) JICA海外協力隊として地域コミュニティ開発等の経験がある方
- (4) 地域おこしに深い理解と熱意を有し、地域住民とコミュニケーションをとりながら積極的に活動できる方
- (5) 心身ともに健康で明るく、何事にも前向きに挑戦する意欲を持ち、誠実に活動できる方

- (6) 普通自動車運転免許を有する方（オートマチック車限定可）
- (7) 一般的なパソコン操作ができる方（ワード、エクセル、パワーポイント、メール、インターネット、SNS等）
- (8) 土日祝日の勤務（行事参加等）や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- (9) 任期終了後も本町に定住し、就業・起業する意欲のある方
- (10) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

4 活動拠点

〒999-6607 山形県東田川郡庄内町肝煎字家ノ前14番地11
庄内町立谷沢川流域活性化センター（タチラボ）

5 勤務条件

- (1) 1日7時間45分、週5日、月20日を原則とします。
- (2) 謝礼の支給を受けて活動を行わないことができる場合は、次のとおりです。
 - ① 年末年始休暇 12月29日から1月3日まで
 - ② 年次休暇 活動期間中1月につき1日
 - ③ 特別休暇 忌引き等内容による期間
 - ④ 病気休暇 病気の内容による期間
- (3) 協力隊としての活動に支障がない限り、相談のうえ副業をすることができるものとします。
- (4) 任期終了後における町内での就業・起業のための活動を、町が必要と認めた場合は、活動時間に含めることができるものとします。

6 委嘱期間

- (1) 委嘱日は、令和7年6月以降を予定しています。
- (2) 委嘱期間は、委嘱日から令和8年3月31日までです。
- (3) 委嘱は、1年を超えない範囲で更新することができるものとします。
- (4) 委嘱期間は、活動中断期間（隊員が自己の出産に係る産前若しくは産後または育児等により、活動を1年の範囲内で中断する期間をいいます。以下同じ。）を除いて、最長で3年間となります。

7 活動謝礼

- (1) 活動謝礼は、月額266,600円（予定）です。
※上記の金額から所得税が差し引かれます。
- (2) 活動中止期間中は謝礼の支給はありません。
- (3) 活動謝礼のほかに、賞与や手当の支給はありません。
- (4) 当月分の活動謝礼は、活動報告書を確認し、翌月15日頃に指定口座に振り込みます。
- (5) 月の活動日数が、特別な事由がなく20日に満たない時は、1日当たり13,330円の日

割り計算により支給します。

8 隊員に対する町の支援

- (1) 活動期間中の住居を用意し、家賃を負担します。
- (2) 活動に使用する車両を貸与し、レンタル料や保険料、燃料費を負担します。
- (3) 活動に使用するパソコン等の機器を貸与します。
- (4) 活動に使用するスマートフォンを貸与し、通信料を負担します。
- (5) 活動に使用するカメラ等の備品を貸与します。
- (6) 活動に使用する消耗品費や印刷製本費を負担します。
- (7) 活動に必要な研修や出張にかかる旅費を負担します。
- (8) 活動に必要な資格取得にかかる講習費やテキスト代を負担します。
- (9) 活動中のケガ等をカバーする傷害保険に加入し、保険料を負担します。
- (10) 活動期間中、地元特産品（毎月2,600円相当）の購入費を負担します。
- (11) 任期終了後の本町への定住や、起業または事業承継に対する補助制度があります。
- (12) 町関係各課及び関係団体と隊員とのミーティング、相談、面談を随時行い、活動全般をサポートします。

9 応募手続き

- (1) 応募受付期間
令和7年4月22日から令和7年5月31日（当日消印有効）まで
- (2) 提出書類
庄内町ホームページからダウンロードして必要事項を記入のうえ、12の「応募・問合せ先」まで郵送してください。なお、提出された書類は返却いたしませんので予めご了承ください。

10 選考方法

- (1) 第一次選考として書類審査、第二次選考として面接審査を行います。
- (2) 第一次選考の結果は、応募者全員に通知します。合格者に対しては、第二次選考の日程等をお知らせします。
- (3) 第二次選考は町関係者による面接を行い、可否の結果を全員に通知します。
- (4) 第二次選考会場（庄内町役場）までの交通費等は応募者の負担となります。
- (5) 選考の内容や結果に関する問合せには一切応じられませんので予めご了承ください。

11 その他

- (1) 隊員は、町の委嘱を受け活動の対価として活動謝礼の支給を受けますが、隊員と町の間に雇用関係はありません。
- (2) 住民票の異動は、必ず委嘱日以降に行ってください。委嘱日の前に住所を異動させると募集対象者でなくなり、委嘱の決定が取り消される場合があります。

- (3) 隊員としてふさわしくないと町が判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。
- (4) 隊員から負担していただく経費は、以下のとおりです。
- ① 本町までの交通費、引越しに必要な経費
 - ② 活動期間中の国民健康保険料（介護保険料を含む）、国民年金保険料
 - ③ 貸与された住居に係る光熱水費
 - ④ 活動期間中の個人の生活に必要な経費

12 応募・お問合せ先

庄内町商工観光課 新産業創造係

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字沢田108番地1

庄内町新産業創造館クラッセ内

TEL : 0234-42-2909（直通） FAX : 0234-43-6422

E-mail : sangyosozo@town.shonai.yamagata.jp



本募集は、本町の予算成立を前提に行うものです。予算の成立内容によっては、今後募集内容が変更になる場合がありますので、予めご了承ください。